

令和5年第2回三股町農業委員会総会議事日程

令和5年2月28日（火）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第4号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて
- 日程第5 議案第7号非農地判定について
- 日程第6 議案第8号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第7 議案第9号農地法第4条の規定による許可申請の承認について
- 日程第8 議案第10号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第9 議案第11号令和4年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について
- 日程第10 議案第12号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

令和５年第２回三股町農業委員会総会審議結果

日程第５

議案第７号非農地判定について

可決（ １ ）

日程第６

議案第８号農地法第３条の規定による許可申請の許可について

可決（ ２ ）

日程第７

議案第９号農地法第４条の規定による許可申請の承認について

可決（ １ ）

日程第８

議案第１０号農地法第５条の規定による許可申請の承認について

可決（ ８ ）

日程第９

議案第１１号令和４年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ ３ ）

日程第１０

議案第１２号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による
農用地利用集積計画の承認について

可決（ ６８ ）

令和5年第2回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 2月28日（火曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 2月28日（火曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉 休幸
3 番委員	内村 介貞
4 番委員	下石 昭廣
5 番委員	馬渡 芳文
6 番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 出水 茂

欠席者

2 番委員 上水 広志

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 課長補佐
事務局 主 事

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和5年第2回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は上水委員が欠席であります。定足数に達しておりますので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の出水茂さんが会議に出席し、第2ブロックの区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に4番委員の下石昭廣さんと5番委員の馬渡芳文さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計14件27筆29,059㎡、うち田が16筆18,614㎡、畑が11筆10,445㎡でございます。詳細につきましては、総会資料3頁13番から6頁26番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないので、次の報告に進みます。日程第4、報告第4号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第4号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて報告するもので、合計1件1筆33㎡、畑が1筆33㎡でございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

事務局

報告第４号農地法第５条の規定による許可申請の取り下げについて、ご説明いたします。総会資料８頁をご覧ください。

受付番号 1 番、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、申請地：三股町大字樺山字宮田〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：33 m²です。こちらは令和 5 年 1 月 10 日に農地法第 5 条の申請を受付けたものです。取り下げ理由は、転用の規則に即した計画ではないため、今回取り下げることとし、代わりに非農地証明申請を今回総会で申請しています。以上です。

議長（溝口良信）

これについて何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、次の議案に進みます。日程第5、議案第7号非農地判定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第7号非農地判定についてでございます。合計1件1筆33㎡、畑が1筆33㎡でございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

事務局

議案第 7 号非農地判定について、ご説明いたします。総会資料 10 頁及び別冊の航空写真をごらんください。

今回の申請は、〇〇〇〇整備計画に基づく非農地判定でございます。申請地は樺山字宮田〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：33 m²になります。申請人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、所有者：〇〇〇〇氏でございます。当申請地は令和5年1月10日に農地法第5条受付番号4番で申請のあった案件です。農地区分は2種農地、農業振興地域外となっております。その他現況等は総会資料のとおりとなっております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

4 番委員（下石昭廣）

航空写真をご覧ください。申請地は〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇の間に位置します。5 条申請の取り下げの理由及び非農地判定につきましては、先程、事務局の説明のとおりであります。5 条申請時の現地調査は 1 月 19 日に行いました。そして今回の非農地証明願の調査は 2 月 14 日に事務局と一緒に現場確認をいたしました。航空写真を見てもらうと分かりますように、周辺は原野及び山林で申請地も原野化しております。面積も 33 m²と小規模で農機具等の進入路が無いということ、また、現況は水が溜まっている状態であり、まったく耕作には適していない農地（非農地）であると全員の見解が一致したところであります。

議長（溝口良信）

なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、議案第 7 号非農地判定の受付番号 1 番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 7 号非農地判定受付番号 1 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 6、議案第 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計 2 件 6 筆 2,446 m²、うち田が 1 筆 213 m²、畑が 5 筆 2,233 m²でございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

事務局

議案第 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。総会資料の 12 頁になります。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号 3 番、受付年月日：令和 5 年 2 月 10 日、受人：〇〇 〇、渡人：〇〇〇 〇、申請地：長田字辻原〇〇〇〇番〇他 2 筆、地目：田、畑、合計面積：547 m²です。こちらは受人の要望による所有権移転売買となっております。農地法第 3 条第

2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

議長（溝口良信）

受付番号 3 番については、私の方から説明をいたします。2 月 25 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地確認及び本人聞き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請地の近くに受人の自宅があり、加工施設も作っておられます。申請地の上の方にキウイ、ブルーベリー等を植えてあり、今回の申請地にもキウイやブルーベリー等を植えて加工用品を作るということであります。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るための所有権移転となっております。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 4 番、受付年月日：令和 5 年 2 月 10 日、受人：〇〇 〇、渡人：〇〇 〇、申請地：宮村字中原〇〇〇〇番〇他 2 筆、地目：畑、合計面積：1,899 m²です。こちらは贈与による所有権移転となっております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（出水 茂）

受付番号 4 番は 2 月 25 日に第 2 ブロック委員 4 名で現地確認及び本人聞き取りをいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人と渡人は親子であります。受人は〇〇〇在住で、家畜の授精師をしながら水稻

と和牛生産を中心に農業経営をされております。農地はすべて耕作されており、機械能力も充実しております。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るための所有権移転となっております。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請の受付番号3番及び4番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請の受付番号3番から4番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第7、議案第9号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第9号農地法第4条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計1件1筆1.58㎡、畑が1筆1.58㎡でございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

事務局

議案第9号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、ご説明いたします。総会資料14頁及び別冊の航空写真をごらんください。

受付番号1番、受付年月日：令和5年2月10日、申請者：〇〇〇〇、申請地：樺山字葛掛〇〇〇〇番、地目：畑、面積：1,251㎡のうち1.58㎡が今回の申請になっております。農地区分は第1種農地で転用目的は営農型太陽光発電施設の支柱部分の転用です。こちらは3年前の許可期限がくることから、3年間更新するための申請となっております。こちらの農地は10ha以上の農地の連単が過去にあることから、第1種農地に区分されますが、不許可の例外規定である一時転用に該当するため許可相当と判断いたします。尚、パネルの下では千両を栽培しています。営農状況については実績報告で毎年確認できていますので、問題はないものと思われます。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（出水 茂）

受付番号1番は2月25日に第2ブロック委員4名で現場確認をいたしました。場所の説明は航空写真をごらんください。受人は畑を営農型太陽光発電施設として、一時転用されております。今回3年に一度の更新ということで申請をされたものです。申請地を現地確認しましたが、パネルの下に千両がきれいに栽培されており、周辺の草刈り等の管理もきちんとされておりました。特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、議案第9号農地法第4条の規定による許可申請の受付番号1番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第9号農地法第4条の規定による許可申請の受付番号1番について承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第8、議案第10号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第10号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計8件10筆4,570.23㎡、うち田が5筆1,439㎡、畑が5筆3,131.23㎡でございます。詳細につきましては、担当がご説明いたします。

事務局

議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。総会資料の16頁5番から17頁12番をご覧ください。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号5番、受付年月日：令和5年2月10日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇他1名、申請地：樺山字中原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：981㎡です。転用目的は賃貸住宅2棟です。こちらは第3種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 5 番は 2 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受入は〇〇〇在住の会社員でございます。今回、申請地に賃貸住宅 2 棟の建築を計画されたものです。宅地造成にあたり、隣接地との境界にはブロック塀を設置し、土砂流失防止を行うものです。また、生活排水等は北側町道の公共下水道へ接続し、雨水については宅地内に雨水桝を設置し、集水後は北側側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 6 番、受付年月日：令和 5 年 2 月 10 日、受入：〇〇〇株式会社、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字今市〇〇〇番〇〇、地目：畑、面積：428 m²です。転用目的は駐車場及び資材置場です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 6 番については、2 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受入は電気工事業をされており、申請地が自宅兼事業所の近くにあり、資材管理や防犯上の面からも最適地であると判断し、今回申請をされたものです。造成にあたっては土砂流出防止のためにブロック塀を設置します。転用目的は資材置場及び駐車場であるため生活排水等は発生せず、雨水については地下浸透です。特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 7 番、受付年月日：令和 5 年 2 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字榎堀〇〇〇〇番〇〇〇、地目：畑、面積：160 m²です。転用目的は車庫及び倉庫です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 7 番は 2 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は申請地の隣に居住されておりますが、居住地の敷地及び駐車スペースが狭いことから、その解消のために申請地の購入を決断されたものです。申請地の周囲は宅地であり、境界にはブロック塀を設置し被害のないように配慮します。生活排水等については公共下水道へ接続し、雨水については東側側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 8 番、受付年月日：令和 5 年 2 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇他 1 名、申請地：新馬場〇〇番〇、地目：畑、面積：253.23 m²です。転用目的は美容室の建築です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 8 番は 2 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は町内在住で美容師をされております。今回、美容室を開業するため申請をされるものです。生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については西側の既存の側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 9 番、受付年月日：令和 5 年 2 月 10 日、受人：(有)〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字大原〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：田、合計面積：726 m²です。転用目的は建売住宅 2 棟です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 9 番は 2 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で、現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は不動産業を営んでおり、住宅環境の良い申請地に建売住宅 2 棟を建築されるものです。境界にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽にて処理し、処理後は北側側溝へ、雨水については雨水桝を設置し、集水後は道路側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 10 番、受付年月日：令和 5 年 2 月 10 日、受人：〇〇〇株式会社、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字花見原〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：畑、合計面積：1,309 m²です。転用目的は共同住宅 2 棟及び駐車場です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 10 番は 2 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は不動産賃貸業をされております。今回、申請地に共同住宅 2 棟を建設するために転用申請をされたものです。生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水については雨水枡を設置し、集水後は北側側溝へ、また、一部は西側都城市の側溝へ排水されることになっております。尚、排水工事については、建築確認申請時に協議をすることになっており、開発行為については事前協議申請中とのことです。以上のことから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 11 番、受付年月日：令和 5 年 2 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字大原〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：280 m²です。転用目的は一般個人住宅です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 11 番は 2 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で、現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は現在アパート住まいで、子供の成長により住居が手狭になったことから、住宅の建設を計画されたものです。境界にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽を設置して、処理後は北側道路側溝へ排水します。雨水については雨水枡を設置し、集水後は道路側溝へ排水することから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 12 番、受付年月日：令和 5 年 2 月 10 日、受人：(有)〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：蓼池字大原〇〇〇〇番〇他 1 筆、地目：田、合計面積：433 m²です。転用目的は貸家 1 棟及び通路敷地です。こちらは第 3 種農地であること、許可要件を満たしていることから許可相当と判断いたします。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 12 番は 2 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で、現地確認をいたしました。場所の説明は航空写真をごらんください。

受人は町内で建設業を営んでおり、住宅環境の良い申請地に貸家 1 棟及び通路を建築されるものです。周囲にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は北側側溝へ排水します。雨水についても雨水枳を設置し、集水後は北側側溝へ排水します。また、通路敷地については敷砂利のため地下浸透です。特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 10 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 5 番から 12 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 10 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 5 番から 12 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 9、議案第 11 号令和 4 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 11 号令和 4 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料 18 頁及び別添の利用権設定借受候補者の推薦書のお目通しをお願いします。今回 3 名の推薦が上がっておりますが、3 名とも更新となっております。ご審議方宜しくをお願いします。

議長（溝口良信）

今回 3 名の借受候補者が上がっておりますが、これについては、先日の全体協議会で、担当委員から説明があったところです。これについてなにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 11 号令和 4 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 11 号令和 4 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 10、議案第 12 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 12 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 20 件 28 筆 33,640 m²、田が 19 筆 24,993 m²、畑が 9 筆 8,647 m²でございます。利用権設定については、合計 48 件 87 筆 74,816 m²、うち田が 62 筆 52,769 m²、畑が 25 筆 22,047 m²でございます。利用権設定の内訳としましては、通常利用権設定が合計 41 件 70 筆 59,800 m²、うち田が 56 筆 48,030 m²、畑が 14 筆 11,770 m²でございます。農地中間管理機構による利用権設定は合計 7 件 17 筆 15,016 m²、うち田が 6 筆 4,739 m²、畑が 11 筆 10,277 m²でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 20 頁 19 番から 23 頁 38 番まで、通常利用権設定の各筆明細は総会資料 24 頁 61 番から 32 頁 101 番まで、農地中間管理機構による利用権設定の各筆明細は総会資料 33 頁 102 番から 34 頁 108 番までとなっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第１２号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認について、所有権移転に関する総会資料 20 頁 19 番から 23 頁 38 番まで、通常利用権設定に関する総会資料 24 頁 61 番から 32 頁 101 番まで、また、農地中間管理機構による利用権設定に関する総会資料 33 頁 102 番から 34 頁 108 番までについて承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第１２号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転及び利用権設定について承認することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第２回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時 00 分